

# 大気汚染物質排出量総合調査へのご協力をお願い

環境省水・大気環境局大気環境課

- ・この調査は、我が国のばい煙発生施設から排出される大気汚染物質の排出実態を的確に把握し、それらを踏まえた大気環境の保全を図るための施策の推進をすることを目的とし、環境省が3年に1回実施しています。  
(本調査は、環境省水・大気環境局大気環境課の請負事業として「株式会社数理計画」が調査を実施いたします。)
- ・ご回答いただいた個別の調査票の内容については秘密扱いとし、調査票を外部に公表することはいたしません。
- ・集計した結果は、国及び地方公共団体の環境施策の基礎資料として活用しており、過去の調査結果概要は、環境省のホームページ「大気環境に係る固定発生源状況調査」として(<http://www.env.go.jp/air/osen/kotei/index.html>)に掲載しております。
- ・本調査へのご理解とご協力をお願いいたします。
- ・なお、環境省 HP に当調査の概要を掲載しております。  
(環境省のトップページ内の「トピックス」の「大気汚染物質排出量総合調査について」)  
URL : <http://www.env.go.jp/>

## 記

調査票提出期限	平成 27 年 12 月 25 日 (金) まで 受領後 2 週間程度を目途にご回答いただければ幸いです。
調査対象期間	平成 26 年度 (平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで) の 1 年間の実績。
調査対象事業所	大気汚染防止法に定める「ばい煙発生施設」を設置する工場・事業場。
調査対象施設	平成 27 年 3 月 31 日時点において大気汚染防止法に基づいて届出された「ばい煙発生施設」(電気事業法に規定する電気工作物、ガス事業法に規定するガス工作物又は鉱山保安法施行規則に規定する鉱煙発生施設である「ばい煙発生施設」を含みます。)

調査票は、「ばい煙発生施設」毎に作成しています(1施設につき1枚)。そのため、調査対象となる施設を複数設置している工場・事業場におかれましては、それに見合う枚数の調査票が配布されますので、御確認ください。

問 合 せ 先 本調査に関する質問等は下記(株)数理計画が対応します。

調査受託者名：株式会社 数理計画  
住 所：〒101-0064 東京都千代田区猿樂町 2 丁目 5 番 4 号 OGAビル 7F  
【問合せ専用窓口】 9:00～12:00、13:00～17:00 (土日祝日及び年末年始(12/29-1/4)を除く。)  
TEL: 0570-00-0867 (当調査の問合せ専用電話窓口)  
(FAXと電子メールは順番に対応いたします。お急ぎの際は専用電話窓口をご利用ください。)  
FAX: 03-3259-6284, 電子メール: [air@sur.co.jp](mailto:air@sur.co.jp)

環境省水・大気環境局大気環境課 永井、水谷  
〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 2 中央合同庁舎 5 号館  
TEL (代表) 03-3581-3351 (内線 6536)  
FAX 03-3580-7173